

基本目標と施策の方向性

基本目標 1

地域における子どもの「学び」と「遊び」と「育ち」を充実する

●施策の方向性●

子どもの健全な育成を主眼に置き、「学び」と「遊び」と「育ち」のための機会提供、環境の整備を図ります。

学校教育の充実と環境整備、地域においては多様な体験の機会を子どもたちに提供することによって「学び」の機会を充実します。また、子どもの居場所づくり、子どもが安全かつ健やかに育つための環境整備を推進して、子どもたちの「遊び」と「育ち」を地域ぐるみで支えていきます。



基本目標 2

すべての子育て家庭を支援する

●施策の方向性●

子どもと子育て家庭への地域社会における支援体制を充実します。保護者の就労形態、家族形態等は様々で、それぞれの子育て家庭ごとにニーズや悩みは異なります。多種多様なニーズに対応できるきめ細かな支援やサービス体制を整備していきます。きめ細かな保育サービスの充実、子育てのための意識啓発、子育て家庭の孤立を防ぐための体制整備や安心して子育てできる環境整備などについて、地域ぐるみで取り組める仕組みを構築していきます。

基本目標 3

親と子の健康づくりを推進する

●施策の方向性●

出産前後の妊産婦の心身の健康を維持し、乳幼児が健やかに成長できるよう、行政やボランティア団体、学校、医療機関等が連携して、健康づくりを支えていきます。

同時に次代の親となる子どもの健全な育成を重視して、早い時期における正しい生活習慣の定着、思春期の子どもの精神的、身体的な成長に関する意識啓発や相談等の支援体制についても整備していきます。

基本目標 4

保護を必要とする子どもと子育て家庭へきめ細かな支援を推進する

●施策の方向性●

保護を必要とする子どもと子育て家庭の視点から、必要とされる支援を推進します。本計画では「すべての子育て家庭への子育て支援」を基本的な目標の一つとして掲げていますが、様々な要因から特段の保護を必要とする子育て家庭のニーズも存在します。

ひとり親家庭、要・準要保護家庭、児童虐待、障害のある子どもについて、その現状とニーズについてあらゆる角度からとらえ、行政と地域社会、民間団体、学校等が連携することによって、子どもの幸せを最大限に考えてきめ細かな支援を提供できるような体制づくりに取り組みます。

重点施策

- 1 地域における子どもの健全な育成のための環境づくり、多様な体験・学習の機会提供、地域の子どもの見守り意識啓発と体制づくり、異世代交流の推進
- 2 保育および子育て支援施設の整備、待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、障害児通所訓練室の整備、地域子育て支援センターの整備
- 3 自分らしい子育てを応援する環境整備、子育て家庭への訪問、交流・相談機能の充実、地域における子育て家庭支援拠点の整備

推進体制

1 「(仮称)伊奈町次世代育成支援対策推進協議会」の設置

本計画を推進するにあたっては、「(仮称)伊奈町次世代育成支援対策推進協議会」を設置して各年度ごとに計画の実施状況を把握、点検を行います。そして評価を行ったうえで、その後の計画の実施や見直しに反映させていきます。その結果については、みなさんに公表します。

2 関係機関との連携強化

あらゆる子育て家庭を対象として子育て支援を行っていくために、町行政と町内の子育て支援にかかわる関係諸機関、住民組織、子育てサークルや児童相談所との密接な連携体制を強化していきます。

また、広域的な対応を必要とする子育て支援体制の整備が必要な場合は、町内外の関係諸機関との連携を図ります。



未来を担う子どもたちのために

次世代育成支援行動計画を策定

健康生活課児童係 2143



計画策定の趣旨

わが国では1970年代以降、出生数の減少が続いていますが、その要因として晩婚化、未婚化のほかに、結婚後の出生ペースの低下という新たな現象も見受けられるようになりました。さらに、子育てに負担を感じている専業主婦家庭も少なくないことが認識されるようになりました。

このような背景の下、次世代の育成には社会全体として集中的に取り組む必要性が国レベルで議論され、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。

本町では、平成15年度、ニーズ調査等を行い、平成16年度に伊奈町次世代育成支援行動計画策定委員会を発足、策定を進め、このほど計画ができました。

本計画では、地域社会と子育て家庭とのかかわりを重視し、行政、住民、民間団体や企業などが連携して子育てにかかわることによって、子育て中の家庭が喜びを感じられるような施策を展開していきます。

☆ワード解説
「次世代育成支援対策推進法」とは？

急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代の子どもたちの健全な育成を図れる環境を整えるために平成15年7月に成立。社会全体で子育ての大切さを認識し、次世代を育成するための支援体制を整備することを目的としています。市町村はこの法に基づき、支援行動計画を策定するよう定められています。

計画の期間

平成17年度から21年度までの5年間



基本理念

「わたしたちが、見守り、ささえあい、ともに育つ 伊奈の子育て」

「わたしたちが」

という言葉は、特定の誰かだけが子育てにかかわるのではなく、住民一人ひとりが主体的に子育てを意識し、かかわっていく、という方針を表します。

「見守り」

地域社会がそこに育つ子どもたちの顔を知り、関心を持つことも子育て支援の一つです。それが、子どもたちが安心・安全に暮らし、健全に育つための環境づくりにつながります。

「ささえあい」

見守ると同時に、時には積極的にささえあい、かかわりあうことも必要です。行政、住民、民間企業や団体等がうまく連携しながら子育て家庭を支援することによって、周囲の大人や地域社会もまた成長していくようなまちづくりを進めていきます。